

24 会 監 第 107 号
平成 24 年 8 月 9 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫

会津若松市監査委員 近 藤 信 行

平成23年度会津若松市基金運用状況の審査意見について

地方自治法第241条第5項の規定により、平成24年6月19日付け24総第321号で審査に付された平成23年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金運用状況の審査をした結果について、次のとおり意見書を提出します。

決算審査意見書

1. 審査の対象

平成 23 年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

2. 審査の期間

平成 24 年 6 月 22 日から平成 24 年 8 月 9 日

3. 審査の方法

審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、関係帳簿及び証拠書類を照合精査し、更に関係職員から説明を聴取し、運用状況について審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

5. 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」のとおりであるが、平成 22 年度に制度の一部が改正され、対象区域の拡大や資格要件の緩和等が実施されたことに伴い、平成 23 年度においても、新たな貸付が実行されている。

しかしながら、貸付金の返済の状況を見ると、定められた返還期間を大幅に過ぎているものや長期に渡り返済が滞っているもの等があるところから、返済の意思表示の無い場合または条例に定める返還の猶予の申請手続きがなされていない場合には、連帯保証人に対する所定の手続きを速やかに実行する等、貸付の原資の確保に最大限努められたい。

また、より多くの学生が利用できるよう、引き続き制度の積極的な周知等を図られたい。

6. 基金の運用状況

本年度は、2 件 1,000,000 円の貸付、19 件 170,000 円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の 2,717 円を繰入れした結果、年度末で預金 8,017,750 円、貸付金 3,860,000 円となった。